

Q		A	更新日
交付対象事業所関連			
Q 1-20	調剤薬局に通知が届いたが、対象なのか。	本事業に係る通知は、直近1年間に介護報酬請求のある医療みなし事業所を有する事業者へメール送付又は郵送しています。 調剤薬局であっても、たとえば薬剤師による居宅療養管理指導等の介護報酬請求を行っている場合は、対象です。	R2. 7. 31
Q 1-21	対象事業所・施設等の種別がわからない。	介護給付費請求の際に記入するサービス種類の名称に従ってください。	R2. 7. 31
対象経費関連			
Q 2-14	感染者等が発生した場合、対象者が利用していたリースの布団、毛布等は、リース業者が回収しないため施設が廃棄する必要があるが、リースの寝具やその他衛生用品を医療用廃棄物として処理する費用は対象になるか。	要綱第3条第1号アに定める経費（介護サービスを継続して提供するために必要な経費）に含まれる。	R2. 7. 31
Q 2-15	・食堂に卓上の間仕切りを設置したいが、対象か。 ・アクリルパーテーションを発注中であるが、対象か。 ・体温計の記載があるが、サーモカメラは対象か。	すべて対象です。 通知の別紙（HP掲載の「補助金の概要」）記載の2 対象経費（例）は、あくまで例示であり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費は幅広く対象です。	R2. 7. 31
Q 2-16	オンライン面会実施のためのICT機器の導入に係る費用は対象か。	オンライン面会のためのタブレット等のハードウェアやWi-Fi機器の購入・設置費（通信費は除く。）に対する補助は、鹿児島県が行っているため、詳細は鹿児島県へお問い合わせください。 鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室：099-286-2687	R2. 7. 31
Q 2-17	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者のキャンセルがあり減収となっているが、減収分は対象か。	本事業は、通常の介護サービスの提供時では想定されないかかり増し経費が生じた場合に、その一部を補助するものです。 減収への補填は対象としていません。 なお、独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症により減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設に対し、無担保・無利子の融資を行っています。必要に応じ、ご活用ください。	R2. 7. 31

鹿児島市介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金Q & A（令和2年7月31日更新分抜粋）

最終更新日 R2. 7. 31

Q		A	更新日
補助金額・交付回数関連			
Q 3-7	補助上限額はいくらか。	通知の別紙（HP掲載の「補助金の概要」）の別表又は鹿児島市介護サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱の別表2をご確認ください。 対象事業所・施設等の種別ごとに、1事業所当たり又は1定員当たりの上限額を千円単位でお示ししています。	R2. 7. 31
Q 3-8	医療みなし事業所であるが、医療機関向け補助金との併給は可能か。	他の補助金等により措置される額については補助対象外です。 医療機関として必要な経費は医療機関向け補助金を、介護事業所として必要な経費は本補助金をご活用ください。双方で必要な経費については、費用按分により申請してください。（Q 3-2 参照）	R2. 7. 31

Q		A	更新日
その他			
Q 4-1	通知をメールで受け取ったが、文書の郵送はしないのか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から迅速な情報提供を行うため、今年度より連絡用メールアドレスの登録をお願いしているところであり、登録のある事業者には、メールでのみ情報提供を行っています。 連絡用メールアドレスを新たに登録する場合や変更したい場合は、長寿あんしん課長寿施設係へメールでその旨ご連絡ください。 鹿児島市長寿あんしん課長寿施設係メールアドレス choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp	R2. 7. 31
Q 4-2	この補助金は、鹿児島市独自のものか。	本補助金は、国庫補助によるもので、都道府県、政令指定都市、中核市が実施するものです。  市外在住の利用者についてはQ 1-13を、 市外の事業所等についてはQ 1-14を、 県境をまたぐ職員の応援派遣についてはQ 1-19を、それぞれご確認ください。	R2. 7. 31
Q 4-3	国の令和2年度第二次補正予算に計上された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）（令和2年6月19日付け老発0619第1号個性労働省老健局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」とは異なるものか。	当該事業の実施主体は都道府県とされていることから、鹿児島県へお問い合わせください。 鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室：099-286-2687  当該事業における介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業は、全ての介護サービス事業所・施設等を対象としており、利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わないとされているので、活用をご検討ください。	R2. 7. 31
Q 4-4	介護職員への慰労金とは異なるものか。	当該事業の実施主体は都道府県とされていることから、鹿児島県へお問い合わせください。 鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室：099-286-2687	R2. 7. 31